

令和7年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年7月3日（木）13時31分から13時51分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員（19名）

会長	19番 岡田 修一	
会長職務代理	10番 小松 和啓	17番 岡本 博臣
委員	1番 竹村 純吉	2番 藤原 新市
	4番 西尾 文彰	5番 堤 昭雄
	7番 上島 陽子	8番 西村 広幸
	11番 門脇 義人	12番 山内 茂
	14番 森田 良彦	15番 竹平 豊久
	18番 有光 収三	3番 宗石 大輔
		6番 村上 千世
		9番 竹村 雄介
		13番 三木 克司
		16番 三谷 富重

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第5条による許可申請について
	第3号	非農地証明願いについて
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	農地法第5条届出報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志
農地係長	沖 好子

7. 会議の概要

事務局

開会（13時31分）
それではただ今から、令和7年第7回の農業委員会総会を開催致します。
香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。

議	長	はい皆さんこんにちは。 本日議案の訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録署名人、指名させていただきます。上島委員、そして西村委員にお願いします。
議	長	それでは順次、会に入っていきたいと思います。 議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条、規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局		はい、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は10件となっております。事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。 それでは順番に、 1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町影山の農地で面積が238㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。 2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町影山の農地で面積218㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。 3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田の農地3筆で、合計面積は2,727㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。 4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野の農地3筆で、合計面積は755㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。 5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布の農地で、面積は112㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。 6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬の農地6筆で、合計面積は3,496㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。 7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町白川の農地2筆で、合計面積は314㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。 8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々の農地5筆で、合計面積は436㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は8です。 9番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大栃の農地で、面積は59㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は9です。 10番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町楮佐古の農地2筆で、合計面積は283㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は10です。 以上です。
議	長	以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います。何かありませんか。
議	長	この資料3の2の2、田んぼの中も含めちゅうけど、これ、おんなじ人が作りゆうがです。ハウスの横のところ、おんなじ人やき。
事務局		ああそう。

議長 格段ないようですが、いかがでしょう。

——質疑なし——

議長 無ければ採決に入りますが、ありませんか？

——異議なし——

議長 えーと、それでは、第1号議案農地法第3条規定による許可申請について原案通り、賛成の方は挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成、有難うございます。

議長 続きまして議案第2号農地法第5条による許可申請について、説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町山田島字クスノサカ116番1、地目は田、面積は398㎡の内144.84㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は個人住宅、分家住宅ですね、転用事由は議案書のとおりです。資料は11となっております。で、ちょっと、訂正というかですかね、農地区分について、議案書のところの、表の資料11の横のところ、1種農地となっておりますけども、当初うちの、事務局の方で判断をしたときには1種農地という判断、というのは、資料の11の1、ちょっと見にくいんですけど、転用の申請地からですね、ちょっと見にくいんですが南っかわにちょっと山林化した所がありつつ、分断をしているというところもあるんですが、住宅地図で見たときにちょっと道路があつてですね、その道路をつたって東にし両方につたって行って、南っかわ、ちょっと写真では見にくいんですが、一段の農地がだ一つと南に広がっておりまして、まあ1種農地かなあという判断をしかかってたんですけど、いちおう県の農業会議の方にも1種農地やったら会議に諮らんといかんので相談をしておったところ、県の農業基盤課の方にも確認をしてくださいということでしたので、確認をさせていただいたら、その他2種農地ということで、もうその南っかわの山林化した所とか、あと道路については直接すぐ対面で圃場が広がってたらですけど、道をず一つとつたって行ってということまでは見てないということなので、もう周りを見たときに農地が広がっているという所はもうないという判断だったので、その他2種っていう県の判断をいただきましたので、当初はうち議案としては1種農地という判断でしたけども、これから県に許可を上げていく、申請を上げていくのに県の見解を踏襲してその他2種っていうことでさせていただこうと思います。それと、1種農地に比べて2種農地は当然にして転用しやすいというか要件が緩いので、転用の可否については見込みがより強くなったというか、といったところにはなります。
以上です。

議長 そしたら補足説明を上村推進委員さんをお願いします。

推進委員 (5番)	そしたら補足説明ということで、資料 11 の 1 の図面、及び写真見てもろうたら分かると思いますが、もう山田島地区はもう住宅が込み合ってます道も狭く、農地としてはもう僕の記憶のある限りここら辺も全然使われていたような形跡はないです。 まったく問題はないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 それでは議案第 2 号農地法第 5 条による許可申請につきまして質疑を行いたいと思いますが、何か質問はありませんか。 ———質疑なし———
議長	格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。 ———異議なし———
議長	それでは、議案第 2 号ですが、賛成の方は挙手をお願いします。 ———全員挙手———
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 それでは続きまして議案第 3 号非農地証明願いについて説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号 非農地証明願いについて説明致します。 1 番、申請地は土佐山田町楠目字大元 4050 番、地目は田、面積は 193 m²、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は堤委員で資料は 12 です。 以上です。
議長	じゃあ補足説明を堤委員をお願いします。
農業委員 (5番)	それでは、写真資料 12 をご覧ください。 場所はですね、植一楠目線から土佐山田ゴルフ場の方へ 6～70 メートル上がった所で、大元神社の手前を左へ行ったところです。これ、写真見てもろうたら分かりますように、こんもりとこう木があって、土地自体もこんもりとこう小さな山のようになって、祠があります。ここは千年以上前の古墳がある所じゃということです。ですので問題ないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 議案第 3 号、非農地証明願いについて説明がありました。何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。 ———質疑なし———
議長	格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございま

せんか。

——異議なし——

議長 それでは、議案第3号について、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして報告第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 はい、報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告についてです。報告案件は4件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1番、申請地は土佐山田町中野の農地2筆で合計面積1,718㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

2番、申請地は土佐山田町下ノ村の農地で面積995㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

3番、申請地は土佐山田町下ノ村の農地2筆で合計面積3,543㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

4番、申請地は土佐山田町中野と岩次の農地10筆で合計面積10,934㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長 ■■■■が出てますけど、これ、おとどし4反ばあ放棄地を、その前からこの人には農地を借りてたんですけど、おとどし旦那さんがわるうて、二年ばあ4反ばあ作らんずつ放棄地になってたんです。それをきれいに均して、二枚か三枚を一枚に均して、去年はそんなに取れざったんですが、上がすごかったき、今年はなんとか取れだしたき、■■■■加地子半俵しか払ってないので、一俵で借りれくれるところができたいうて、返してくれん？て言われたので返しました。

そらああの、2メートルばああるアワダチソウのあるところあね、借りてくれる人らあどこにもおらんと思うんですけど。一生懸命やって、まあ■■■■の近所、というても隣部落やきよね、知らんことない、昔から知っちゅうおばさんやき、困った困った言うきほいたらやっちゃらあえって言うたら、まあそら年が年やきよね、お金がちっとでもええとこやったら、わかったわかった返す返す言うて返しました。

西村委員 良うなって返したが？

議長 そうそう。まあそういうとこですよ。

えーと、格段無いようでしたら、この件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして、報告第5号農地法第5条の規定による届出報告について、説明をお願いします。

事務局

はい、報告第5号 農地法第5条届出報告についてです。

報告案件は2件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸の農地で、面積は20㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は13です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸の農地で、面積は166㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は14です。

以上です

議長

長

はい、有難うございました。報告第5号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長

長

格段無いようですので、この件につきましても報告案件ということで、報告のみとさせていただきたいと思います。

議長

長

事務局より何かありますか。

議長

長

はい、特段無いようですが、ちょっと一言。

こないだ、風車のことで、土地の、山の説明を聞きに行ったんですけど、偉い学者さん、地質学者さんが、180メートルのものを立てて、20メートルばあ基礎を入れるらしいですけど、あの山はもともとは崩れやすい山やと。地盤自体がそんなに固い山やない。ほいたら、崩れるってことですか、って聞いたら、はい、確実に崩れます、と言うき。それを聞いて、僕は自身としては山崩れるのが一番怖いよ、反対をしたいと思います。会長として反対の宣言を致します。はい、それだけです。

そしたら、定例会は以上で終了致します。この後、農地利用最適化推進委員の意見交換会に入りたいと思いますが、2時まで休憩を取りますので、それから始めたいと思います。

閉会（13時51分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

長

岡田修一

署名

人

署

上島陽子

署名

人

署

西村孝幸